

有線放送施設設置に伴う助成に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、自治会において自治振興のために設置される有線放送施設（以下「施設」という。）の設置に伴う助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助 成 金)

第2条 助成金は、施設設置に要した費用（用地費を除く。）の10分の1とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

(設 置 届)

第3条 施設を設置し助成金の交付を受けようとする自治会は、あらかじめ市長に有線放送施設設置届出書（以下「届出書」という。）（様式第1号）を提出しなければならない。

(助成金交付申請書の提出)

第4条 前条の届出書を提出し、施設を設置した自治会は、すみやかに助成金交付申請書（様式第2号）を市長に提出する。

(交付時期)

第5条 市長は、助成金交付申請書を審査し、適当と認めるときは受理後、すみやかに助成金を交付する。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。